

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

中国外商投資パートナーシップのポイント

Q 通常、日系企業にとって中国進出の手法としては、駐在員事務所か子会社を設立する手法が一般的ですが、**中国版LLPといわれるパートナーシップ企業の設立が認められている**とききました。このパートナーシップ企業とはどのようなものなのでしょうか？税務面で現地法人を設立した場合と何が異なるのでしょうか？

解説

1. 概要

2009年11月「中国国内における外国企業又は個人によるパートナーシップ企業の設立に関する管理弁法」、2010年1月「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」がそれぞれ公布され、**外商投資パートナーシップ企業の設立が可能となった。**(2010年3月1日より施行)

2. 外商投資パートナーシップ企業の特徴

法人格を有さず、資本金及び投資額に対する制限がない。

所轄商務部門の審査が不要であるため、**設立期間が短縮できる**

「外商投資産業指導目録」の禁止類や制限プロジェクトについては設立不可。

3. 税務面の特徴

法人格を有しないため、**法人税の納付義務なし**。つまりパートナーシップ企業自体には課税されず、その投資者であるパートナーの所得として課税する、いわゆる**パススルー課税**が採用されている。

増値税の一般納税義務者の資格取得可能(=**増値税の専用発票発行可能**)

中国での課税役務の提供、無形資産の譲渡などをする場合には**営業税(基本、5%)**が課される

投資者であるパートナーは、一定の場合、**中国で企業所得税や個人所得税が課される**

4. 今後の対応

今後、中国進出する際に、このパートナーシップ企業の設立も検討すべき。

ただし、平成21年税制改正の海外子会社の配当益金不算入制度により、**日本の投資者に配当した場合、不利なケースもある**ので慎重に検討することが必要。

要するに...

今後、中国進出する際には、子会社・駐在員事務所方式だけではなく、**設立が簡単でパススルー課税が適用されるパートナーシップ企業方式も検討する必要あり**。ただし、日中租税条約や中国での所得税、パートナーシップ企業からの配当など考慮すると不利なケースもあるので慎重に。